

## 研究組織及び研究計画調書の見直しについて(抜粋)

平成 29 年 10 月 20 日  
科研費改革に関する作業部会

## 1. 「連携研究者」の在り方について

- 「連携研究者」は、従来、科研費における「研究組織」が「研究代表者」、「研究分担者」<sup>1</sup>、「研究協力者」により構成されていたところ、「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(研究費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年8月 10 日科学技術・学術審議会学術分科会研究部会)における下記の問題意識を踏まえ、平成 20 年度助成より導入されたものである。

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(研究費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年8月 10 日)

## II 科研費において当面講ずべき制度改善方策

## 2 研究分担者の在り方の見直し

(問題意識)

- こうした研究分担者において、分担金の配分を受けていない者のうち、研究代表者と異なる機関に属する者については、研究資金の使用に関する機関管理が十分に行き届かない恐れがあるとの指摘。
  - また、不正使用が発覚した際には、研究分担者にも共同責任が課せられるルール【引用註:以下「連座制」という。】になったことにより、研究分担者になることに抑制的になるとの指摘がある一方、一般に研究代表者と共同して研究を行う者と、国庫補助事業(以下「補助事業」という。)上の研究分担者の定義を同一と捉えて、ペナルティ制度が共同研究の萎縮や妨げになる恐れがあるとの意見。
  - 研究分担者のうち、そのほとんどを占める分担金の配分を受けていない者については実質的にどの程度の資金が使用されているのか把握できないこと、また、実際に分担者として複数かつ多額の資金を使用している研究者がいて問題が生じているとの指摘もあることなどから、研究資金の過度の集中等を防ぐ上で障害となる恐れ。
- しかしながら、平成 25 年度に連座制が廃止されたことに伴い、「連携研究者」の導入趣旨を考慮する必要がなくなり、また、科学技術・学術審議会学術分科会においても、下記のとおり「連携研究者」の在り方を見直すべきとする趣旨を盛り込んだ提言が取りまとめられたとこ

<sup>1</sup> 当時から「研究分担者」は補助金適正化法の適用を受ける補助事業者として整理されていたが、「分担金の配分を受ける者」と「分担金の配分を受けない者」が存在した。

ろである。さらに、平成 29 年 9 月公募より、研究計画調書における「連携研究者」の業績記載を不可とし、その対象を「研究代表者」及び「研究分担者」に限定したことから、一層「連携研究者」の在り方を見直す必要性が増しているところである。

科学技術・学術審議会学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成 29 年 1 月 17 日)

### 3 審査システム改革の内容等

#### (1) 改革の内容

#### ⑥ その他関連措置について

#### (c) 科研費制度における「研究組織」について

・・・「③連携研究者」は、・・・研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率(エフォート)の登録が不要となっている。このため、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているという意見もある。

このため、「③連携研究者」の在り方等について、研究組織の構成を整理する方向で引き続き検討する必要がある。

○ このような状況を踏まえ、本作業部会において、研究組織の見直しについて、下記の 3 類型に整理して検討を行った。

- (1) 「連携研究者」を廃止し、現行制度上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)上の補助事業者である「研究分担者」の中に、①「補助事業者であり、分担金の配分を受ける分担者」、②「補助事業者ではなく、分担金の配分を受けない分担者」の 2 種類を併存させる。
- (2) 現行制度を維持し、「連携研究者」の見直しは行わない。
- (3) 「研究代表者」と「研究分担者」以外に研究計画に関わる者として、「連携研究者」と「研究協力者」を統合し、新たな「研究協力者」として再整理する<sup>2</sup>。

○ (1) を採用する場合、「研究分担者」の中に、補助金適正化法上の補助事業者としての責任を負う者とそうではない者が混在することとなり、科研費制度運用上、「研究分担者」の整理が複雑となる<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> この場合、科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)の一部改正を要する。

<sup>3</sup> なお、(1)②について、「補助事業者であり、分担金の配分を受けない分担者」という整理にすることも検討したが、文部科学省における検討の末、補助金適正化法はあくまでも補助金の予算執行等の適正化を目的とするものであるため、補助金の配分を受けない研究者を当該法律の対象(補助事業者)として整理することは困難であるとされたため、今回の検討の対象からは除外している。

- また、(2)に関連して、現行制度上、「連携研究者」は科研費の応募資格を有する者に限られていることから、「連携研究者」として位置付けるためには、日本国内の研究機関に属している必要がある。従って、海外の研究機関に属する研究者は「連携研究者」として位置付けることが出来ないのが現状である。
- しかし、平成 27 年1月の科学技術・学術審議会学術分科会の報告<sup>4</sup>において、学術研究への現時的要請の一として「国際性」が謳われており、また、平成 30 年度概算要求においても、国際共同研究を推進する方針が打ち出されていることを踏まえると、日本国内の科研費応募資格者に限定する「連携研究者」を維持する必然性は低いと言える。
- 一方、(3)を採用する場合、「連携研究者」と「研究協力者」を統合して出来る新たな「研究協力者」は、補助事業者以外に研究計画に関わる者として簡便に整理することが可能であり、現行の「研究協力者」同様、科研費の応募資格者に限定しないことから、「研究代表者」及び「研究分担者」以外の者であれば一律に並列して位置付けることが可能である。
- 加えて、現在、科研費の交付に当たり、交付申請書の研究組織欄への記載を必要としているのは補助事業者（「研究代表者」及び「研究分担者」）のみであり、「連携研究者」は交付手続き上管理の対象としていないため、「研究協力者」同様、極めて流動的な扱いが可能な位置づけとされており、前述のような両者の整理が要される場所である。
- 従って、本作業部会としては、(3)のとおり研究組織を見直す方向で整理するように求めたい。

## 2. 「研究分担者」の位置づけの明確化について

- 1. に示すとおり研究組織の見直しを行う場合、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者として位置付けられている「研究代表者」はもとより、同じく補助金適正化法上の補助事業者として、「研究分担者」に求められる責任の所在を今一度再認識する必要がある。

---

<sup>4</sup> 科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」(平成 27 年1月 27 日)において、「国際性」は現時的要請の一として、「自然科学のみならず人文科学・社会科学を含め分野を問わず、世界の学術コミュニティーにおける議論や検証を通じて研究を相対化することにより、世界に通用する卓越性を獲得したり新しい研究枠組みを提唱したりして、世界に貢献する必要がある」と整理されている。

- 従って、現行の公募要領における「研究分担者」の定義に関する記載を発展的に見直し、例えば「研究分担者は、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担内容に応じた研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいい、補助事業者として分担内容を踏まえた分担金の配分を受ける者でなければなりません。」と再整理するなど、「研究分担者」の位置づけの更なる明確化を図る必要がある。

### 3. 研究計画調書の見直しについて【P】